

# 山梨県公報

第二千五百四十九号

平成二十七年

十月八日

木曜日

## 目次

○建築基準法に基づく構造計算適合性判定の委任(二件).....	六五五
○指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更の届出.....	六五五
○指定構造計算適合性判定機関の住所等の変更の届出.....	六五六
○収納代理金融機関の指定の一部改正.....	六五六
○有害図書類の指定.....	六五六
○特定非営利活動法人の設立の認証申請.....	六五七
○平成二十七年山梨県准看護師試験の実施.....	六五七
○農用地利用配分計画の認可の申請.....	六五八
○公共測量の実施.....	六五八

## 告示

### 山梨県告示第三百二十一号

建築基準法(昭和二十五年法律第二十二号)第十八条の二第一項の規定により、指定構造計算適合性判定機関に構造計算適合性判定を行わせることとしたので、同法第七十七条の三十五の八第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年十月八日

山梨県知事 後藤 齋

- 指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所  
(一) 名称 一般財団法人ベターリビング  
(二) 住所 東京都千代田区富士見二丁目七番二号
- 業務区域  
山梨県全域
- 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地

東京都千代田区富士見二丁目七番二号

- 指定構造計算適合性判定機関に行わせることとした構造計算適合性判定の業務及び当該構造計算適合性判定の業務の開始の日
- 業務 建築基準法第十八条の二第四項において読み替えて適用する同法第六条の三第一項及び第十八条第四項の規定により構造計算適合性判定が必要な全ての建築物の構造計算適合性判定の業務
- 業務の開始の日 平成二十七年九月二十八日

### 山梨県告示第三百二十二号

建築基準法(昭和二十五年法律第二十二号)第十八条の二第一項の規定により、指定構造計算適合性判定機関に構造計算適合性判定を行わせることとしたので、同法第七十七条の三十五の八第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年十月八日

山梨県知事 後藤 齋

- 指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所  
(一) 名称 株式会社グッド・アイズ建築検査機構  
(二) 住所 東京都新宿区百人町二丁目十六番十五号
- 業務区域  
山梨県全域
- 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地  
東京都新宿区百人町二丁目十六番十五号
- 指定構造計算適合性判定機関に行わせることとした構造計算適合性判定の業務及び当該構造計算適合性判定の業務の開始の日
- 業務 建築基準法第十八条の二第四項において読み替えて適用する同法第六条の三第一項及び第十八条第四項の規定により構造計算適合性判定が必要な全ての建築物の指定構造計算適合性判定の業務
- 業務の開始の日 平成二十七年九月二十八日

### 山梨県告示第三百二十三号

建築基準法(昭和二十五年法律第二十二号)第七十七条の三十五の八第二項の規定により、指定構造計算適合性判定機関から構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地を変更する旨の届出があったので、同条第四項の規定により、次のとおり公示する。

平成二十七年十月八日

山梨県知事 後藤 齋

- 一 指定構造計算適合性判定機関の名称  
日本建築検査協会株式会社
- 二 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地
  - (一) 変更前 東京都中央区日本橋三丁目十五番六号松木ビル三階
  - (二) 変更後 東京都中央区日本橋三丁目十三番十一号油脂工業会館五階
- 三 変更の年月日  
平成二十七年九月二十四日

**山梨県告示第三百二十四号**

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第七十七条の三十五の八第二項の規定により、指定構造計算適合性判定機関から住所及び構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地を変更する旨の届出があったので、同条第四項の規定により、次のとおり公示する。

平成二十七年十月八日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 指定構造計算適合性判定機関の名称  
株式会社東京建築検査機構
- 二 指定構造計算適合性判定機関の住所
  - (一) 変更前 東京都中央区東日本橋一丁目一番四号
  - (二) 変更後 東京都中央区日本橋富沢町十番十六号
- 三 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地
  - (一) 変更前 東京都中央区東日本橋一丁目一番四号東日本橋M1ビル及び愛知県名古屋市中区錦三丁目七番九号
  - (二) 変更後 東京都中央区日本橋富沢町十番十六号、愛知県名古屋市中区錦三丁目七番九号及び福岡県福岡市博多区博多駅前二丁目二番一号
- 四 変更の年月日  
平成二十七年九月二十八日

**山梨県告示第三百二十五号**

収納代理金融機関の指定（昭和四十九年山梨県告示第二十七号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年十月八日

山梨県知事 後 藤 齋

表を次のように改める。

名称	所在地	取扱事務の範囲	指定年月日	摘要
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内一丁目一番二号	歳入金、戻入金及び雑部金（保証金を除く。）	昭和四十九年二月一日	取扱店舗は、甲府支店に限る。
株式会社商工組合中央金庫	東京都中央区八重洲二丁目十番十七号	同	同	同
甲府信用金庫	甲府市丸の内二丁目三十三番一号	同	同	同

**山梨県告示第三百二十六号**

青少年保護育成のための環境浄化に関する条例（昭和三十九年山梨県条例第四十三号）第五条第三項の規定により、次のものを有害図書類として指定し、平成二十七年十月八日から施行する。

平成二十七年十月八日

山梨県知事 後 藤 齋

名称	名称	発行所
絶対恋愛	Sweet 9月号	笠倉出版社
裏モノJAPAN	10月号	鉄人社
恋愛天国（パラダイス）	10月号	竹書房
ヤバイ悪グッズ	最新版 （裏モノJAPAN9月号別冊）	鉄人社
SUNエンタメMOOKTABOO!	全部見せます！ お宝大発射祭	サン・メディアアレップ （株）

二 指定する理由

著しく性的感情を刺激し、甚だしく粗暴性を助長し、又は著しく犯罪を誘発する等青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

## 公 告

### ● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年十月八日

山梨県知事 後 藤 齋

一 申請のあった年月日 平成二十七年九月二十八日  
二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

- 1 名称 特定非営利活動法人緑の木
- 2 代表者の氏名 倉澤 竜馬
- 3 主たる事務所の所在地 山梨県甲府市城東三丁目二番九号
- 4 定款に記載された目的

この法人は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護・要支援状態となり、入浴、排泄、食事等の介護、機能訓練並びに療養上の管理その他の医療を要する高齢者等について、その高齢者等が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスを通じた支援や、障害者や障害児が日常生活または社会生活を営むための支援を行い、それにより、国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。

三 縦覧期間 平成二十七年九月二十九日から同年十一月二十八日まで

### ● 平成二十七年山梨県准看護師試験の実施

保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三十三号）第十八条の規定により、平成二十七年山梨県准看護師試験を次のとおり実施する。

平成二十七年十月八日

山梨県知事 後 藤 齋

### 一 試験日時

平成二十八年二月十四日（日）午後一時から午後三時三十分まで

### 二 試験場所

甲府市池田一丁目六番一号 山梨県立大学池田キャンパス

### 三 試験方法

筆記試験

### 四 試験科目

保健師助産師看護師法施行規則（昭和二十六年厚生省令第三十四号）第二十三条に

規定する科目

### 五 受験資格

保健師助産師看護師法第二十二條各号のいずれかに該当する者であること。

### 六 提出書類

1 受験願書

### 七 受験手数料

六千九百円（受験願書に六千九百円に相当する額面の山梨県収入証紙を貼り付け、消印はしないこと。）

### 八 受験願書の配布期間及び配布場所

1 配布期間 平成二十七年十一月九日（月）から同月二十日（金）までの山梨県の

### 九 受験願書の提出先、提出方法及び受付期間

1 提出先 八の2に掲げる場所

### 十 提出方法

2 提出方法 持参し、又は簡易書留により郵送すること。

### 十一 受付期間

3 受付期間 平成二十七年十二月十四日（月）及び同月十五日（火）の各日の午前

### 十二 希望する場合は

九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで。ただし、郵送で請求する場合は、

### 十三 宛先明記の返信用封筒（角形二号）を同封し、山梨県福祉保健部医務課看護担当宛

てに同月二十日（金）までに送付すること。

### 十四 配布場所

2 配布場所 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県福祉保健部医務課看護担当

### 十五 受験願書の提出先、提出方法及び受付期間

1 提出先 八の2に掲げる場所

### 十六 提出方法

2 提出方法 持参し、又は簡易書留により郵送すること。

### 十七 受付期間

3 受付期間 平成二十七年十二月十四日（月）及び同月十五日（火）の各日の午前

### 十八 希望する場合は

九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで。ただし、郵送による受付を希望

十 その他  
 詳細については、山梨県福祉保健部医務課看護担当（電話〇五五―二三―一四八四）に問い合わせること。

● 農用地利用配分計画の認可の申請

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項の規定により農地中間管理機構から農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第三項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該農用地利用配分計画を公衆の縦覧に供する。

なお、同項の規定により、利害関係人は、縦覧期間が満了する日までに、縦覧に供された農用地利用配分計画について知事に意見書を提出することができる。

平成二十七年十月八日

山梨県知事 後 藤 齋

一 農用地利用配分計画

氏名又は名称	居住し、又は所在する市区町村	所在	面積（平方メートル）
堀内 治	富士吉田市	富士吉田市上吉田字久根ノ内五番	七七九
長田 竹千代	北杜市	北杜市明野町浅尾新田字長坂四千四百八十七番外三筆	七、五一七
富岡 伸明	北杜市	北杜市小淵沢町字上深沢七千七百二十六番外三筆	三、五〇〇
宮崎 敏雄	北杜市	北杜市高根町箕輪字大林窪上三千百番外三筆	六、五五四
利根川 浩	北杜市	北杜市高根町清里字長原四百八十一番三	九三〇

梶田 和徳	笛吹市	笛吹市石和町東高橋字梅ノ木百二十七番外一筆	一、九八一
梶田 猛夫	笛吹市	笛吹市石和町東高橋字梅ノ木百二十八番	九九一
酒井 浩太	笛吹市	笛吹市一宮町竹原田字沖田町九百番	一、三八二
		笛吹市石和町東高橋字梅ノ木二十三番一外二筆	三、一九八

（詳細は、省略し、その関係書類を二の1に掲げる場所に備え置いて縦覧に供する。）

二 縦覧の場所等

1 場所

甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県農政部農村振興課

2 期間

この公告の日から平成二十七年十月二十二日までの山梨県の休日を除く日

3 時間

午前八時三十分から正午まで及び午後一時から午後五時十五分まで

三 意見書の提出先等

1 提出先

二の1に掲げる場所

2 記載事項

(一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(二) 利害関係の内容

(三) 意見

3 提出期限

平成二十七年十月二十二日

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により忍野村から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、

同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年十月八日

山梨県知事

後藤

斎

一 測量の種類 公共測量（空中写真撮影）

二 測量の地域 南都留郡忍野村全域

三 測量の期間 平成二十七年九月二十四日から平成二十八年三月三十一日まで

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番